知立市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金

知立市では、市内に事業所を有する事業者がカーボンニュートラル推進の一環として、省エネ診断や 省エネ設備等の導入、次世代自動車の購入等に要する費用を一部補助します。

■対象となる事業者

- ○知立市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者(個人、会社等)
- ○市税を滞納していない者
- ○宗教活動又は政治活動を目的として事業を営むものでない者
- ○知立市暴力団排除条例(平成 24 年知立市条例第 9 号)に規定する暴力団、 暴力団員、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと



■補助対象事業、補助率

Ⅰ事業者同一年度につき、次の①~④の各事業 Ⅰ回のみ申請可能です。各事業には補助対象となる 要件や対象外費用があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

①省エネルギー診断の実施

(補助率 1 / 2、上限 1 0 万円)

・当該年度に実施した省エネルギー診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等

②省エネルギー設備等の導入

(補助率 1/3、上限50万円)

※省エネルギー診断に基づき実施するものに限る(国等から省エネルギー設備等の導入に関連する 補助金の交付決定を受けている場合を除く)

- ・設備費、附帯設備費
- ・既存の設備の改修費
- ・設備の更新又は既存の設備を改修するのに必要な調査費及び設計費
- ・設備等の運搬費
- ・設備の更新又は既存の設備を改修するのに必要な工事費(附帯設備設置工事費も含む。)
- ・既存設備の撤去処分費

(補助率 I / 3、上限 5 0 万円) ③再生可能エネルギー設備等の導入

※省エネルギー診断に基づき実施するものに限る(国等から省エネルギー設備等の導入に関連する 補助金の交付決定を受けている場合を除く)

- ・設備費、附帯設備費
- ・設備の導入に必要な調査費及び設計費
- ・設備等の運搬費
- ・設備の導入又は更新に必要な工事費(附帯設備設置工事費も含む。)及び建物補強等工事費
- ・既存設備の撤去処分費

(FCV: 20万円/台、EV または PHV: 5万円/台) ④次世代自動車の購入等

※V2H または V2L 等を経由して電力を取り出せる機能を有するものに限る

・購入等する次世代自動車の車両本体価格(車両本体価格の値引きがあったときは、当該値引後の金額)



■申請手続き

(A) ①省エネルギー診断の実施、②省エネルギー設備等の導入、③再生可能エネルギー 設備等の導入の場合



①交付申請 (事業者→市) 市ホームページをご確認のうえ、必要書類をそろえて**事業実施前に** 経済課まで提出してください。

※市の交付決定日より前に契約したものは補助対象外です。

②交付決定

(市→事業者)

審査の結果を文書にて通知いたします。

※市の交付決定日以降に契約してください。

③実績報告 (事業者→市) 市ホームページをご確認のうえ、必要書類をそろえて**事業完了日から 30日以内に**経済課まで提出してください。

(B) ④次世代自動車の購入等の場合

①事前相談 (事業者→市)

補助金の活用を検討されている場合は事前にご連絡ください。

②交付申請兼 実績報告

(事業者→市)

市ホームページをご確認のうえ、必要書類をそろえて経済課まで提出して ください。

③交付決定 (市→事業者)

審査の結果を文書にて通知いたします。



■申請先

(郵送の場合)

〒472-8666 知立市広見三丁目 | 番地 知立市役所 経済課 商工観光係 宛て ※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

知立市役所 経済課 商工観光係

※特定記録など、郵便物を追跡できる方法で送付してください。

(持参の場合)

知立市役所 経済課(2階8番)窓口へ



▲知立市ホームページ

お問い合わせ 〒472-8666 知立市広見三丁目 | 番地

☎0566-95-0125